

頁	新	旧
1 ICT活用工事	<p>1 ICT活用工事</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT活用工事とは、ICT浚渫工(港湾)に係る次の全ての段階において、ICTを全面的に活用する工事であり、また、ICT活用工事を現場で実施することをICT活用施工という。</p> <p>ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICTを活用した施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品</p> <p><b>ICT活用工事を実施する場合、受注者が上記プロセスから1つ以上選択するものとする。</b></p> <p>(2) 各段階におけるICTの活用方法</p> <p>ア 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するためにマルチビームを用いた測量を行う。</p> <p>イ 3次元設計データ作成 アで計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>ウ ICT建設機械による施工 イで得られた3次元設計データを用い、施工を実施する。</p> <p>エ 3次元出来形管理等の施工管理 ウによる工事の施工管理において、マルチビームを用いた測量により、出来形管理を行う。</p> <p>オ 3次元データの納品 エにより確認された3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。</p> <p>※上記のア～オ及び監督・検査は、下記要領等により実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）</li> </ul> <p>(3) 対象工事及び工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、次のアまたはイとする。</p> <p>ア ポンプ浚渫、グラブ浚渫、バックホウ浚渫 イ その他、生産性の向上が認められるものとする。</p>	<p>1 ICT活用工事</p> <p>(1) 概要</p> <p>ICT活用工事とは、ICT浚渫工(港湾)に係る次の全ての段階において、ICTを全面的に活用する工事であり、また、ICT活用工事を現場で実施することをICT活用施工という。</p> <p>ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICTを活用した施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品</p> <p>(2) 各段階におけるICTの活用方法</p> <p>ア 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するためにマルチビームを用いた測量を行う。</p> <p>イ 3次元設計データ作成 アで計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>ウ ICT建設機械による施工 イで得られた3次元設計データを用い、施工を実施する。</p> <p>エ 3次元出来形管理等の施工管理 ウによる工事の施工管理において、マルチビームを用いた測量により、出来形管理を行う。</p> <p>オ 3次元データの納品 エにより確認された3次元施工管理データを工事完成図書として納品する。</p> <p>※上記のア～オ及び監督・検査は、下記要領等により実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた港湾工事数量算出要領（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）</li> <li>・3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）</li> </ul> <p>(3) 対象工事及び工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、次のアまたはイとする。</p> <p>ア ポンプ浚渫、グラブ浚渫、バックホウ浚渫 イ その他、生産性の向上が認められるものとする。</p>
2 ICT活用工事の実施方法	<p>2 ICT活用工事の実施方法</p> <p>(1) 発注方法</p> <p>ア 発注者指定型</p> <p>1 (3)に該当する工事を対象に、予定価格が1億円以上（消費税含む）の工事を目安として適用する。 なお、浚渫土砂量は規定せず、発注者が現場条件等を勘案し、ICT活用工事として実施することが適当であると判断した工事において実施する。</p> <p>イ 受注者希望型</p> <p>1 (3)に該当する全工事を対象とする条件を付して発注する。 ア、イ共に、現場条件 <u>（削除）</u> の制約から ICT活用工事に適さない工事は除く。 また、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、協議によりICT活用工事として事後設定できる。</p> <p>(2) 発注における入札公告等</p> <p>入札公告については下記事項を追記する。 （随意契約の場合は見積書提出通知に追記。）</p>	<p>2 ICT活用工事の実施方法</p> <p>(1) 発注方法</p> <p>ア 発注者指定型</p> <p>1 (3)に該当する工事を対象に、予定価格が1億円以上（消費税含む）の工事を目安として適用する。 なお、浚渫土砂量は規定せず、発注者が現場条件等を勘案し、ICT活用工事として実施することが適当であると判断した工事において実施する。</p> <p>イ 受注者希望型</p> <p>1 (3)に該当する全工事を対象とする条件を付して発注する。 ア、イ共に、現場条件、予算等の制約から ICT活用工事に適さない工事は除く。 また、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、協議によりICT活用工事として事後設定できる。</p> <p>(2) 発注における入札公告等</p> <p>入札公告については下記事項を追記する。 （随意契約の場合は見積書提出通知に追記。）</p>

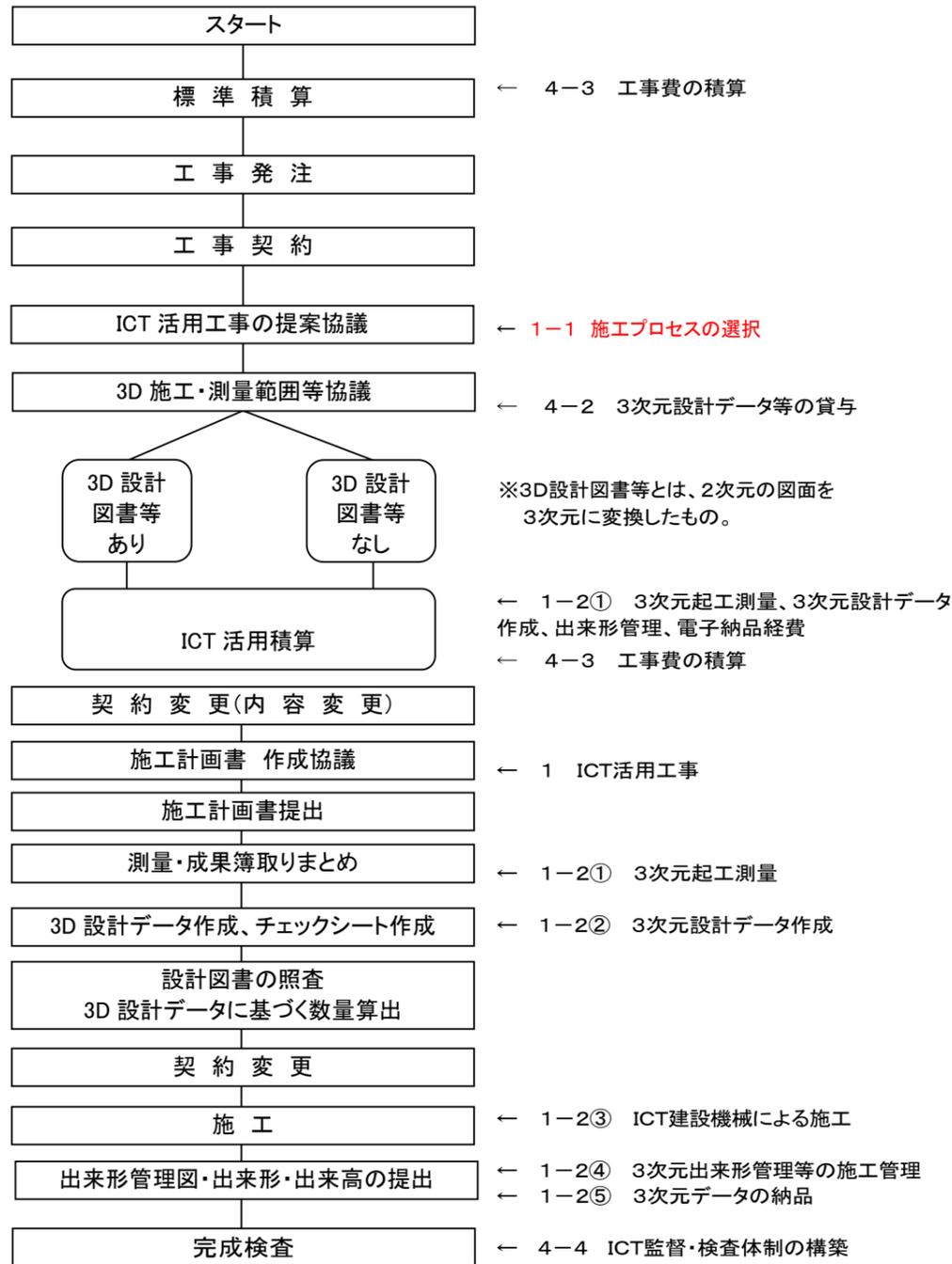
	<p>○ その他 本工事は、起工測量、施工、出来形管理、施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する「ICT活用工事」の対象工事である。 なお、詳細については特記仕様書によるものとする。</p> <p>特記仕様書については、最新の通知文により対応するものとする。 なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。</p> <p>(3) ICT活用工事実施可否の決定 受注者希望型の場合は、契約後の協議において、受注者からの提案によりICT活用工事を実施することとし、ICT活用施工を行う範囲を決定する。</p> <p>(4) ICT活用工事実施可否の決定 ア 発注者指定型 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、ICT活用工事を実施するプロセス、施工範囲等を発注者へ提案・協議を行う。 イ 受注者希望型 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、ICT活用施工の実施希望・施工範囲等を発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に実施することができるものとする。 なお、ICT活用施工を希望しない場合は、その旨を発注者に報告するものとする。 また、ICT活用工事の対象として発注していない工事において、受注者からICT活用希望があり発注者が認めた場合、ICT活用工事として設定できるものとし、受注者希望型と同様の取り扱いとする。なお、発注者が認めない場合において、自主的に活用することは妨げないものとするが、ICT活用にかかる費用の計上及びICT活用工事実施証明書の発行は対象外とする。</p> <p>3 ICT活用工事実施の推進のための措置 (1) 工事成績評価における措置 ICT活用工事を実施した場合、第1評定の創意工夫における【施工管理関係】「その他」において、<del>2点を加点し</del>評価するものとする。運用に当たっては、次のア～イのとおりとする。 ア 全てのプロセスを選択して実施した工事は、2点を加点する。 イ 一部のプロセスを選択して実施した工事は、1点を加点する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <hr/> <p>4～6 (省略)</p> <p>7 実施証明書 (1) ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。 なお、発行の対象となるICT活用工事は、「発注者指定型」及び「受注者希望型で全てのプロセスを実施した工事」とする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則 本実施要領は、令和元年7月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p> <p>附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p>	<p>○ その他 本工事は、起工測量、施工、出来形管理、施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する「ICT活用工事」の対象工事である。 なお、詳細については特記仕様書によるものとする。</p> <p>特記仕様書については、最新の通知文により対応するものとする。 なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。</p> <p>(3) ICT活用工事実施可否の決定 受注者希望型の場合は、契約後の協議において、受注者からの提案によりICT活用工事を実施することとし、ICT活用施工を行う範囲を決定する。</p> <p>3 ICT活用工事実施の推進のための措置 (1) 工事成績評価における措置 ICT活用工事を実施した場合、第1評定の創意工夫における【施工管理関係】「その他」において、2点を加点し評価するものとする。</p> <p>ただし、ICT活用工事において、1(1)ア～オで定めた各段階の一部でも実施しなかった工事の成績評価については、本項目での加点対象としない。また、ICTを採用できずに情報化施工を活用した工事やICT活用施工を途中で中止した工事についても加点対象としない。 なお、発注者指定型のICT活用工事において、1(1)ア～オで定めた各段階の一部が実施されない場合は、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。</p> <p>4～6 (省略)</p> <p>7 実施証明書 (1) ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則 本実施要領は、令和元年7月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p> <p>附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p>
--	---	---

附則

本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

参考1 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

発注者指定型・受注者希望型共通



参考1 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

発注者指定型・受注者希望型共通

